

箱根町公共施設マネジメント 基本方針

平成 27 年 6 月

箱根町

目 次

第1章 策定の背景	1
1 策定の背景	1
2 公共施設マネジメント基本方針の位置付け	2
(1) 公共施設マネジメント基本方針策定の目的	2
(2) 基本方針の位置付け	3
(3) 基本方針の対象期間	4
(4) 基本方針の対象範囲	4
第2章 公共施設を取り巻く現状と課題	5
1 人口の現状と見通し	5
2 町民ニーズの変化	6
3 財政の現状と見通し	7
4 公共施設の現状と課題～公共施設白書から～	8
(1) 公共施設の量（ストック）	8
(2) 公共施設の管理運営費（コスト）と利用状況（サービス利用）の状況	10
(3) 公共施設に係る将来のコスト試算	11
5 公共施設に係る町民アンケート結果	12
6 現状と課題のまとめと今後の方向性	13
第3章 公共施設マネジメント基本方針	15
1 公共施設マネジメント基本方針の概要	15
2 公共施設マネジメントの基本理念	15
3 公共施設マネジメント3原則	16
4 公共施設マネジメント取組方針	18
5 目標値の設定	26
第4章 施設類型ごとの長期的な視点	27
1 施設類型ごとの長期的な視点	27
第5章 公共施設再編に向けたモデル事業	35
1 公共施設再編に向けたモデル事業の必要性	35
2 モデル事業の考え方と対象地区	35
第6章 公共施設マネジメントの推進に向けて	37
1 町民との協働	37
2 公共施設整備にあたっての今後の手続き	37
3 進行管理	37
資 料 編	39
1 箱根町公共施設マネジメント基本方針策定経過	39

第1章 策定の背景

1 策定の背景

日本の各地では、高度経済成長期において、急激な社会情勢の変化や人口の急増などに伴い、さまざまな公共施設が建設されました。

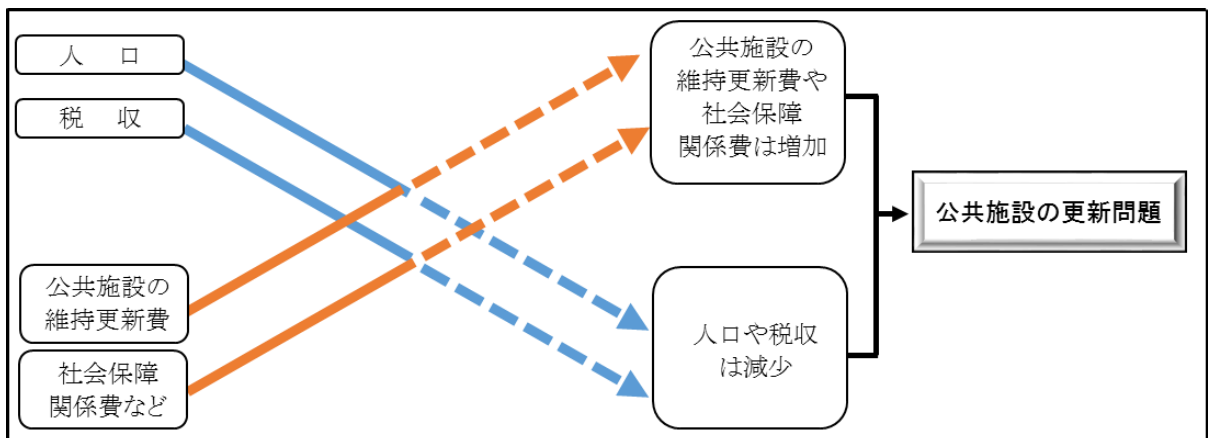
本町においても、今日までに時代の要請や町民の要望に応え多くの公共施設を建設してきましたが、これら公共施設の老朽化が顕在化しつつあり、近い将来、多くの公共施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の維持更新費が必要になります。このような状況は、今や全国的な自治体共通の課題の一つとなっており、「公共施設の更新問題」と言われています。

さらに、人口減少等や地価の下落による町税収入の減少とともに超高齢化社会の到来に伴う社会保障関係費等の義務的経費の増大などによる財政状況の悪化が見込まれています。

本町では、この問題に対し将来にわたって町民に健全な状態で公共施設を継承していくために、平成26年4月に今後の公共施設のあり方を検討していく第一歩として、各施設の現状や課題を見える化した公共施設白書を作成しました。

今後は、現世代が責任をもって、将来の世代に負担を残さない形で適切な種類・数の公共施設を維持管理していくための取り組みを行う必要があります。

図表1 公共施設を取り巻く将来イメージ



2 公共施設マネジメント基本方針の位置付け

(1) 公共施設マネジメント基本方針策定の目的

今後、現在の公共施設を維持・更新するための財源の不足が見込まれるとともに、公共施設に対する町民ニーズも人口減少や少子高齢化の進展に伴い変化することが想定されるなかで、全ての施設を維持・更新することは、困難な状況にあります。

このため、町民サービスへの影響を最小限に抑えながら、次世代に過大な負担を残さず、安全で安心な公共施設の提供を図りながら、町民ニーズに対応した施設配置を行うためには、公共施設を「資産」として扱い、全庁的に最適に維持管理し、有効活用を図る公共施設マネジメント^{※1}の取り組みが必要となります。

また、この取り組みを進めるためには、公共施設は、町民生活と密接な関係があることから、町民との問題意識の共有を進めるとともに、具体的な取り組みを進める際には、町民参画を図る必要があります。

このようなことから、本基本方針は、町民と問題意識を共有しながら公共施設マネジメントの取り組みを進めて行くための基本的考え方を取りまとめるものとします。

策定の目的

- 1 公共施設マネジメントに関する今後の取り組みの方向性を整理する**
- 2 公共施設マネジメントに関する庁内の取組指針として活用する**
- 3 町民のみなさまにも取り組みの方向性を理解してもらい共に取り組みを進めていく**

^{※1} 公共施設マネジメント

地方公共団体が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みをいいます。

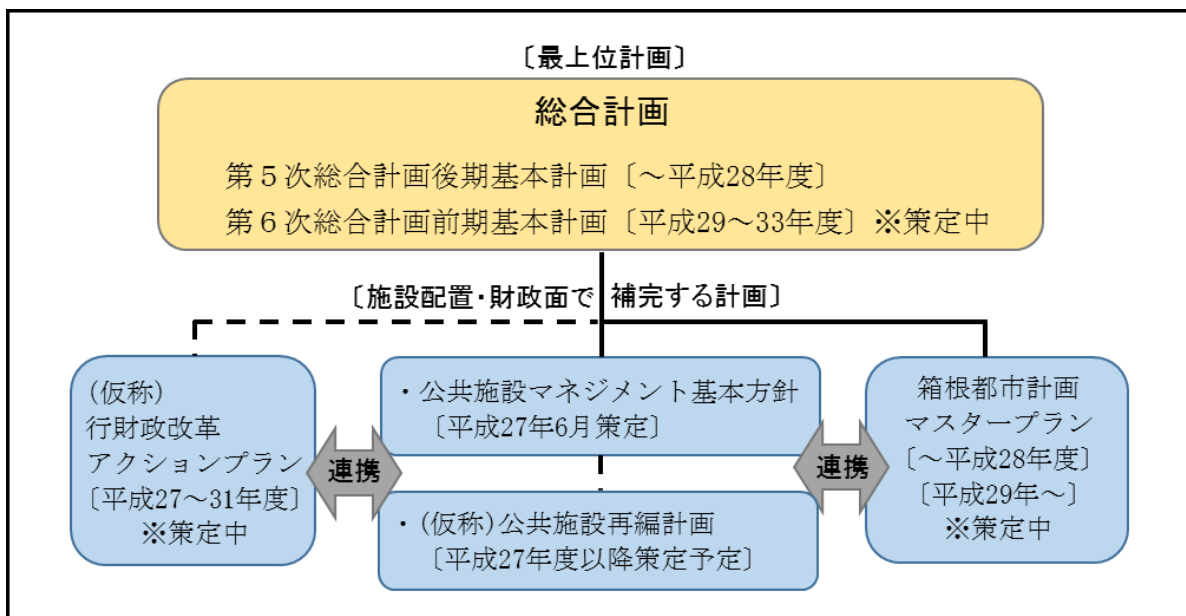
(2) 基本方針の位置付け

本基本方針は、第5次総合計画後期基本計画の「地方分権の推進と行財政改革プロジェクト」の重要取組事項である「公共施設の適正配置」（施策1-3-5）を推進するための基本的な考え方を示すものですが、平成26年度から策定作業を行っている第6次総合計画の検討状況を反映するとともに「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成26年4月22日付け総務省通知）」を踏まえるものとします。

また、「箱根都市計画マスタープラン」等の関連計画との整合を図り、分野横断的に公共施設に関する基本的な考え方を示すとともに、平成27年度に策定する「(仮称)行財政改革アクションプラン」と連携するものとします。

なお、「箱根町公共賃貸住宅ストック総合活用計画」など、個別の施設マネジメント計画については、次期の計画策定時などに本基本方針と適切に連携することとします。

図表2 計画の位置付け



(3) 基本方針の対象期間

公共施設マネジメント基本方針に係る取り組みは、公共施設の耐用年数（寿命）が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、公共施設白書で示した更新費用の試算期間に合わせ、平成27年度（2015年度）から平成64年度（2052年度）までの38年間とし、概ね10年ごとに見直しを行うものとします。

なお、本基本方針をもとに、概ね10年以内に見直しを行う公共施設については、町民の意見を反映しながら、具体的な公共施設の再配置等のための計画である（仮称）公共施設再編計画の策定を平成27年度以降に行います。

図表3 基本方針の対象期間

項 目	平成27～34年度 (2015～2022年度)	平成35～44年度 (2023～2032年度)	平成45～54年度 (2033～2042年度)	平成55～64年度 (2043～2054年度)
公共施設マネジメント 基本方針	基本方針（概ね10年ごとに見直しを行う）			
(仮称)公共施設再編計画	第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画

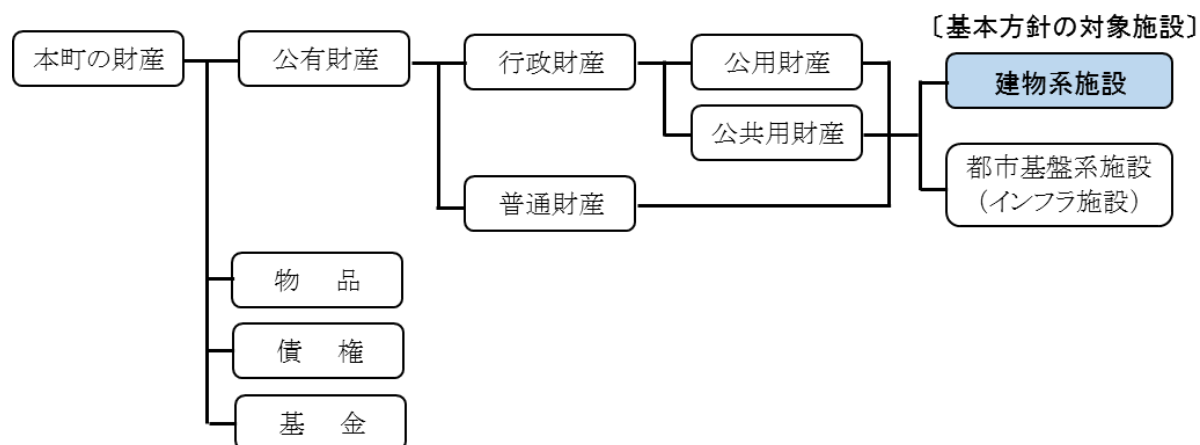
(4) 基本方針の対象範囲

公共施設白書において対象とした建物系の公共施設96施設、136棟の建物を対象とします。

なお、本町が所有し管理する財産のうち、公共施設は、公有財産といい、これは行政財産と普通財産に分類されます。公共施設白書においては、これら公共施設をその機能別に小中学校や出張所・公民館などの「建物系施設」と、道路、橋りょう、上下水道などの「都市基盤系施設（インフラ施設）」と大別しています。

本基本方針においては、平成26年度末現在の「建物系施設」のうち96施設、136棟の建物、総延床面積112,025㎡を対象としています。

図表4 基本方針の対象範囲



第2章 公共施設を取り巻く現状と課題

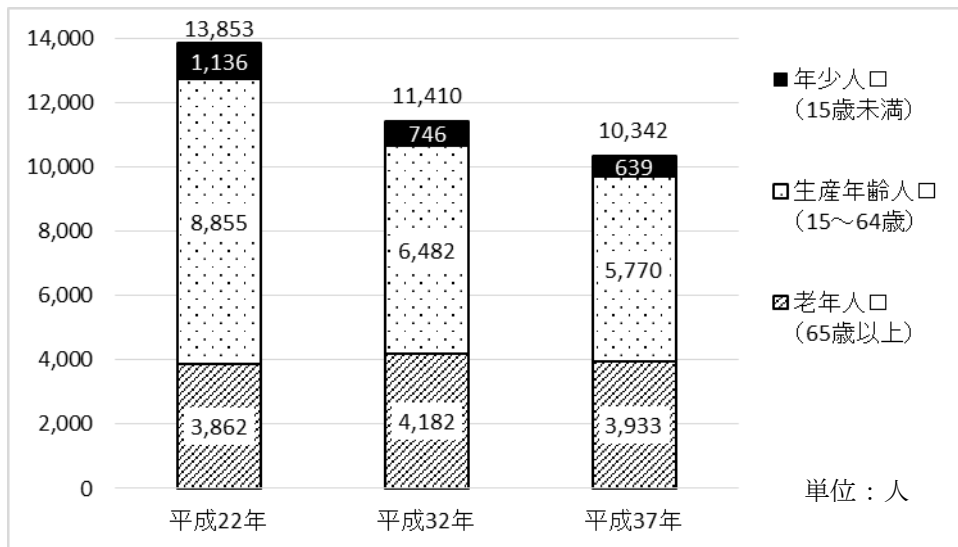
1 人口の現状と見通し

人口減少が進むとともに人口構成も変化します

- 現状**
- ・本町の人口は、国勢調査では昭和40年の23,462人をピークに減少を続けており、平成22年には13,853人となり、45年間で約41%減少しています。
 - ・国立社会保障・人口問題研究所による今後の人口推計では、平成37年には10,342人となるなど、平成22年と比較して約25%減少することが見込まれています。
 - ・人口構成も、年少人口と生産年齢人口が減少し老年人口が増えるなど、大きく変化することが見込まれています。

- 課題**
- ・公共施設の整備が多く行われた時期と比較すると人口減少や人口構成が変化していることから、これらを踏まえた対応が必要となります。
 - ・将来推計では人口減少や少子高齢化のさらなる進展が見込まれており、公共施設の規模、役割、機能の見直しなど、公共施設に対する長期的需要動向を勘案した対応が求められます。

図表5 人口の見通し



出典：「国立社会保障・人口問題研究所 人口推計資料」

2 町民ニーズの変化

人口構成の変化や時代背景に対応したまちづくりが必要です

- 現状**
- 平成 27 年 1 月に実施した第 6 次総合計画策定のためのまちづくりアンケート調査（以下「まちづくりアンケート調査」という。）での「今後重要となる分野」について過去のアンケート結果と比較すると、「災害・防災対策」「道路整備」などが引き続き上位に入っています。
 - 「道路整備」については、高齢者の増加などにより「歩道の拡幅」や「段差解消」のニーズが高まっています。
- 課題**
- 今後の人口減少、少子高齢化とともに町民ニーズの変化を踏まえた場合、子育て支援や女性の社会参画支援、災害・防災対応や高齢者にやさしいまちづくりなどが必要となります。
 - 高齢化率は平成 22 年においては 27.6%ですが、平成 32 年には 35%を超える見込みです。町民の 3 人に 1 人が高齢者となる時代を積極的に捉え、生きがいづくり（文化・スポーツ、生涯学習）を年齢層ごとに捉えずに、広く全ての町民が共に活動を行える機会や場の提供の在り方を施設面から柔軟に対応していくことも必要になります。

図表 6 今後重要となる分野について

	平成 17 年	平成 22 年	平成 26 年
1 位	災害対策 救急医療 日常の買い物	災害対策	消防・救急体制の充実
2 位	-	ごみの減量等	防災体制の充実
3 位	-	道路交通	道路の整備
4 位	交通安全対策	防犯・交通安全	交通機関の利便性の向上
5 位	やさしいまちづくり	自然環境	交通安全・地域安全対策
6 位	防犯対策 道路整備	環境問題	自然環境保全
7 位	-	観光振興	上下水道の整備
8 位	公共交通網	地域福祉	環境にやさしい地域づくり
9 位	子育て支援	高齢者福祉	美しい景観の保全と形成
10 位	町民町づくり参画	健康づくり	観光関連産業等の振興

出典：「箱根町総合計画の町民アンケート調査」

※平成 17 年度調査は「優先度」の順位を記載
 ※平成 22 年度調査は「重要度」の順位を記載
 ※平成 26 年度調査は「重要度」の順位を記載

3 財政の現状と見通し

公共施設に投資する財源の確保が一層難しくなります

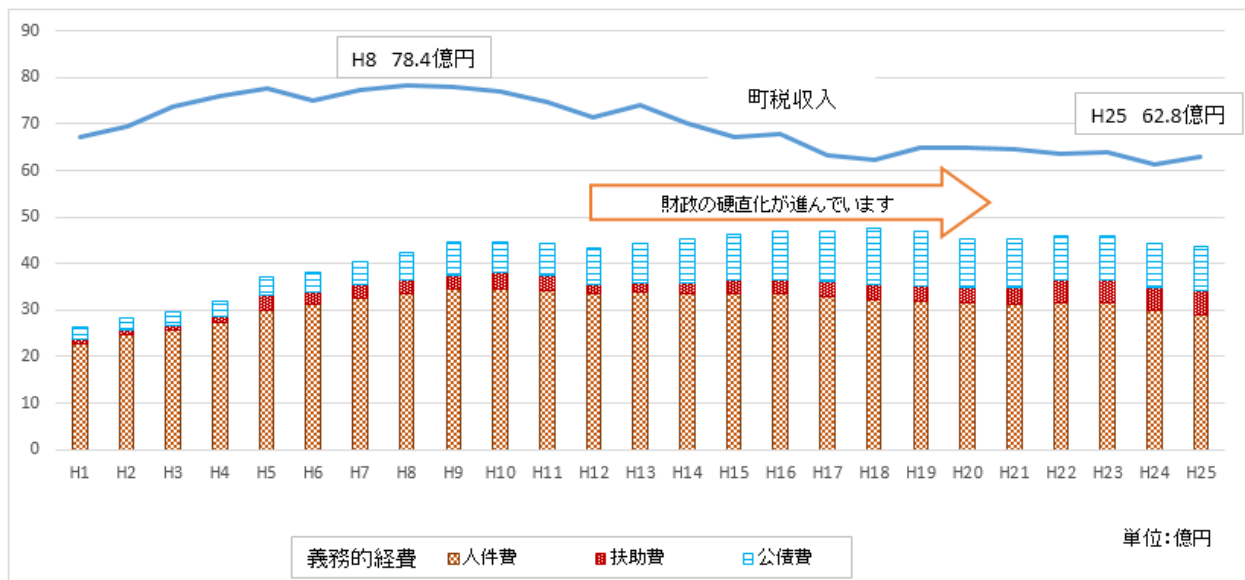
- 現状**
- ・歳入は、町税収入が平成8年度の78.4億円をピークに減少し、平成25年度は、62.8億円と約20%減少しており、今後も減少が見込まれています。
 - ・町税収入が減少し、公債費、扶助費といった義務的経費が増加傾向にあるため、建物の整備などの投資的経費へ充てられる財源が大幅に減少しています。

- 課題**
- ・社会保障関係費の増などにより義務的経費の割合は高くなっていますが、今後は、高齢化の更なる進展により、その割合が増加し、ますます財政の硬直化が進行すると見込まれます。このため、投資的経費の財源をいかに確保するかが課題となります。
 - ・中長期的な視点では、歳入歳出面で次のような課題が見込まれることから、施設の維持更新に対する財政規律の確保がこれまで以上に求められます。

歳入面での課題：地価の下落や保養所等の閉鎖、個人所得、就業人口などの減少に伴う固定資産税や町民税の減

歳出面での課題：少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増、施設の維持更新費の増

図表7 財政の推移



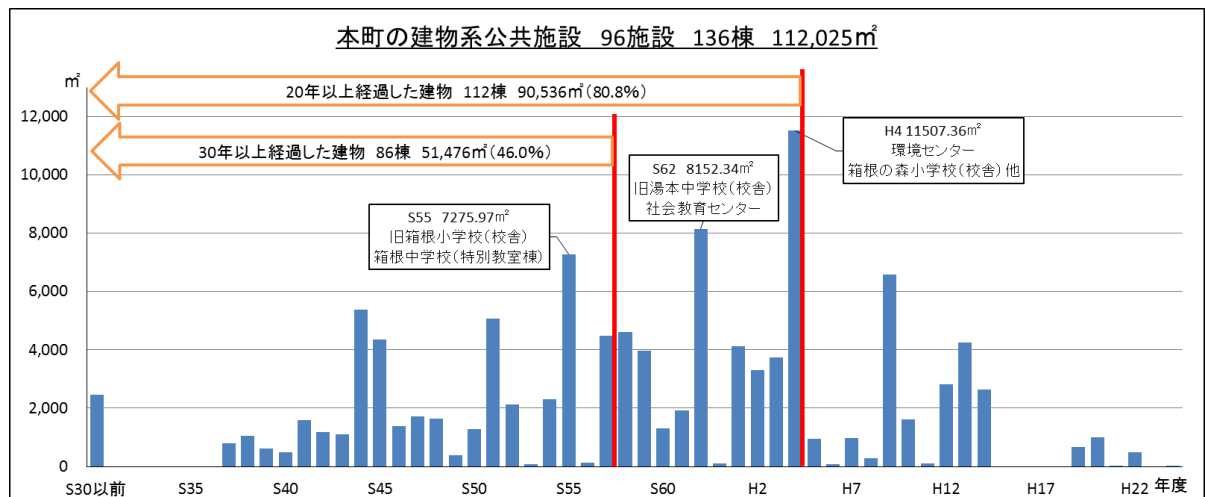
4 公共施設の現状と課題～公共施設白書から～

(1) 公共施設の量（ストック）

町民 1 人当たりの公共施設面積が多く、これらの老朽化が進みます

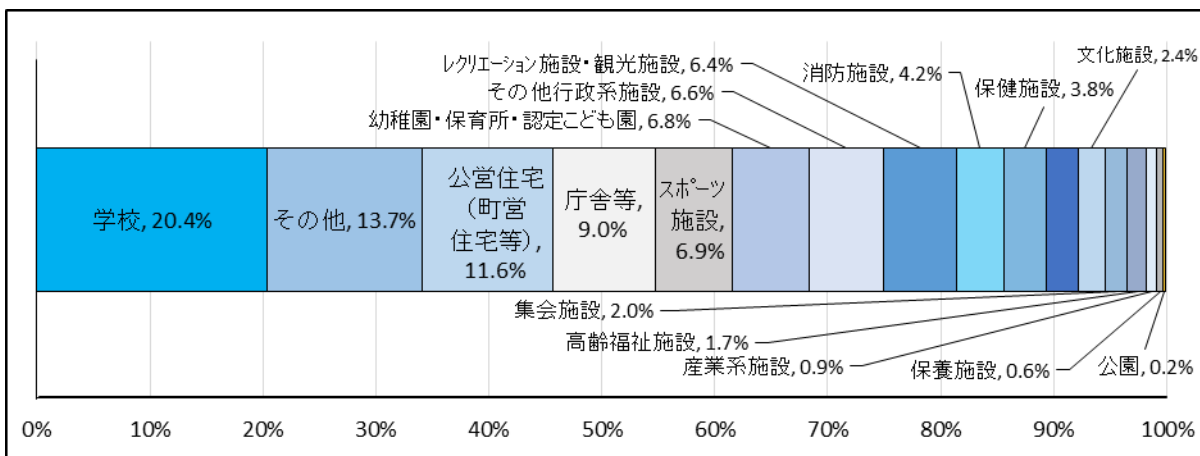
- 現状**
- ・本町の公共施設は、昭和 40 年代から平成のはじめに大半が整備されています。施設類型別の保有状況は、小中学校が 20.4%、その他（統合後の旧学校施設などの普通財産）が 13.7%、公営住宅が 11.6%となっております。
 - ・本町の公共施設のうち平成 24 年度末に築 30 年以上経過した割合は 46%であり、全国と同規模市町村の平均 35.9%と比べて、約 10 ポイント上回っています。
 - ・本町の人口 1 人当たりの公共施設の延床面積は、8.4 m²/人で、全国と同規模市町村の平均 5.2 m²/人と比べて約 1.6 倍となっています。これは、町内全域が山岳地形という地理的条件により集落が分散していることや、観光地という特性から多くの公共施設が配置されたためです。
- 課題**
- ・老朽化の進行に伴い、施設の機能低下や安全性の問題とともに維持管理費用や更新費用の確保に取り組む必要があります。
 - ・延床面積が多い（＝施設数が多い）ことで行政サービスの充実が図られる反面、維持管理費用の負担が重くなっています。

図表 8 公共施設の築年数（延床面積別）



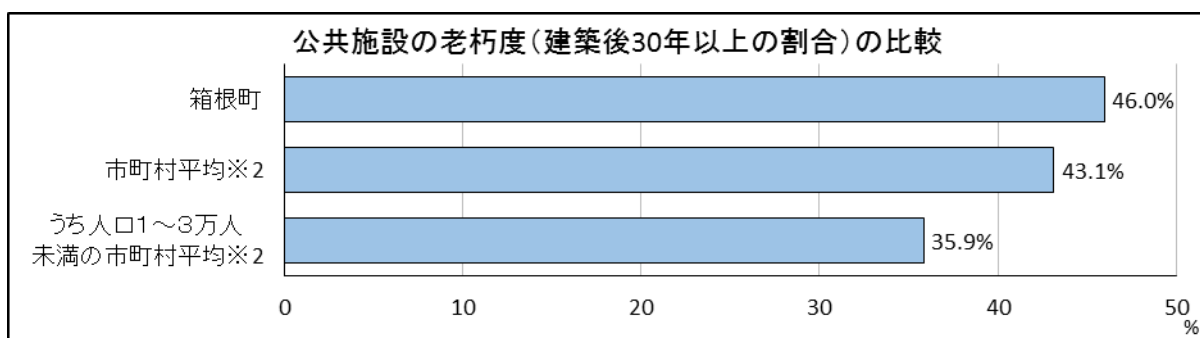
出典：「箱根町公共施設白書」

図表 9 施設分類別の公共施設の割合



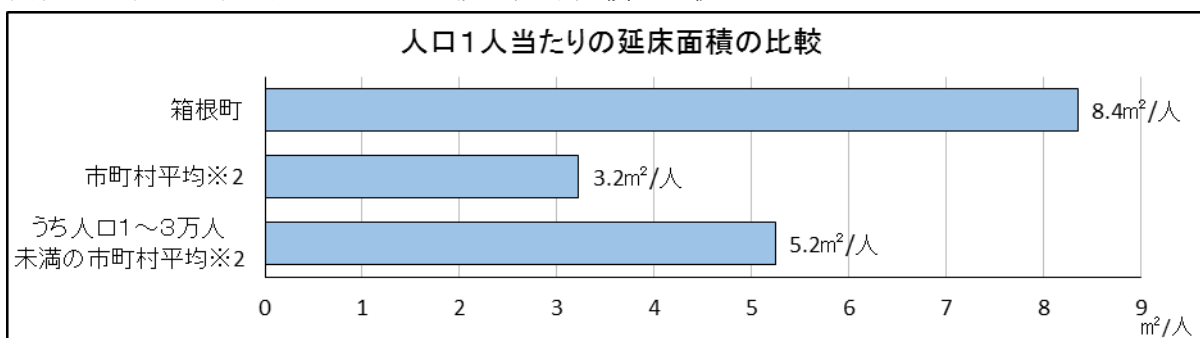
出典：「箱根町公共施設白書」

図表 10 公共施設の老朽度（建築後 30 年以上の割合）の比較



出典：「箱根町公共施設白書」及び「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」をもとに作成

図表 11 人口 1 人当たりの公共施設の延床面積の比較



出典：「箱根町公共施設白書」及び「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」をもとに作成

※2 図表 10・11 の「市町村平均」及び「うち人口 1～3 万人未満の市町村平均」の数値について平成 24 年 3 月に総務省が行った「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」の数値を記載している。

(2) 公共施設の管理運営費（コスト）と利用状況（サービス利用）の状況

多くの経費を要しており、その約7割は町税等により賅われています。

- 現状**
- 公共施設の維持管理及び運営に要する費用は、平成22年度から24年度までの平均で算出すると、管理運営費が約13億2,000万円、人件費相当額が約4億4,000万円、総額が約17億6,000万円で、運営経費の多くは、施設維持に最低限必要である光熱水費、清掃・機器保守等の委託料、事務員の賃金などの固定的に必要となる費用となります。
 - 一方、公共施設の収入合計は、管理運営費の27%に相当する約4億8,100万円にとどまっております、施設自体の使用料収入は限られています。

- 課題**
- 公共施設の管理運営費から、施設の使用料等の収入を引いた約13億円は、町税等により賅われており、町民全体が負担しています。
 - 公共施設の利用料金は低額であることが求められますが、管理運営には多大なコストが必要であり、各施設の目的等に応じて負担割合の見直しを図る必要があります。

図表12 財産分類別の管理運営費

区分	施設運営費	人件費	計
公用財産	4億1,128万円	4,899万円	4億6,027万円
公共用財産	9億27万円	3億8,984万円	12億9,011万円
町有建物等	903万円	84万円	987万円
計	13億2,058万円	4億3,967万円	17億6,025万円

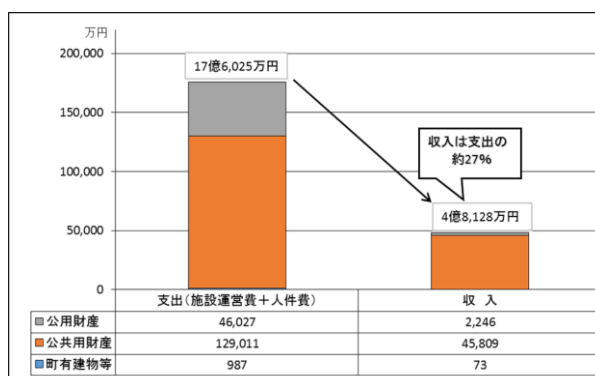
出典：「箱根町公共施設白書」

図表13 財産分類別の利用人数及び収入額

区分	利用人数	収入額
公用財産	30千人	2,246万円
公共用財産	1,166千人	4億5,809万円
町有建物等	3千人	73万円
計	1,200千人	4億8,128万円

出典：「箱根町公共施設白書」

図表14 公共施設の管理運営費と収入



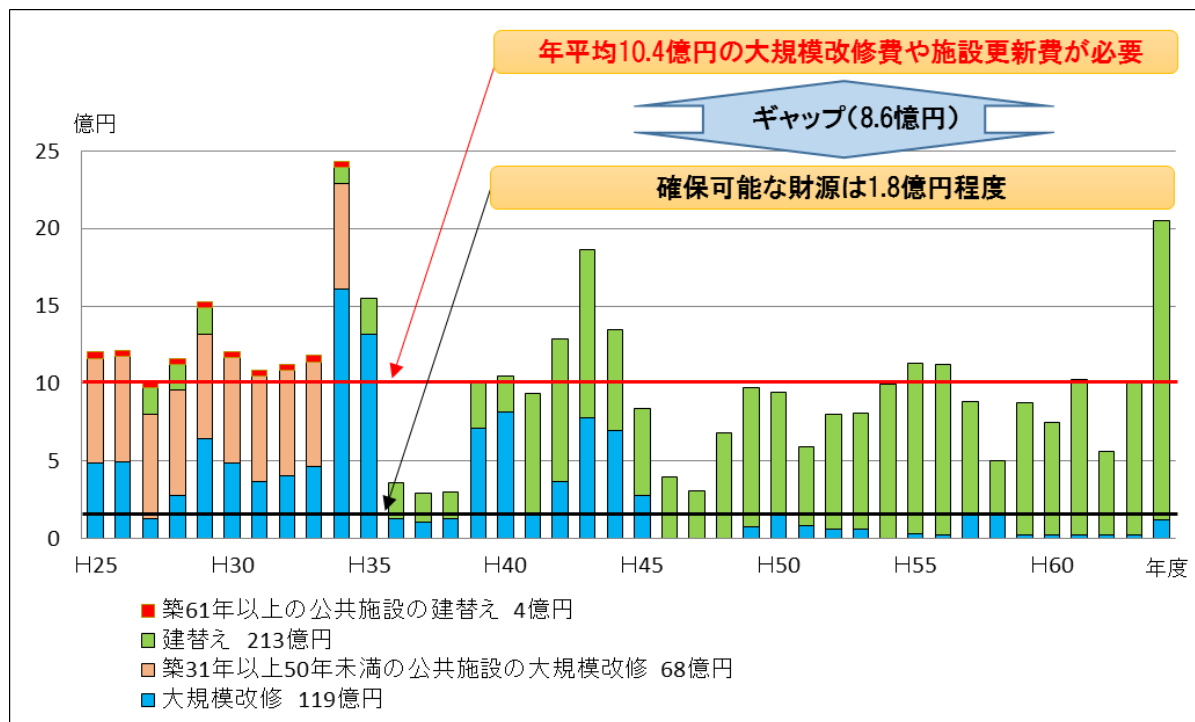
出典：「箱根町公共施設白書」

(3) 公共施設に係る将来のコスト試算

大規模改修、更新に係る費用が増大し、大きな将来負担となります

- 現状**
- ・本町の公共施設を今後 40 年間、現状で維持するために必要となる更新費用の推計額は約 404 億円と見込まれます。
 - ・これを 40 年で割りかえして 1 年あたりの平均額を求めると、約 10.1 億円程度となります。これは、過去 3 年間の公共施設に係る投資的経費の平均額 1.8 億円の 5.6 倍に当たります。
- 課題**
- ・将来の人口推計を踏まえた今後の財政状況の推移などを勘案すると、今後、この平均投資額の水準を維持することは難しく、現有施設の全ての維持更新は、困難であることから、公共施設の統合、廃止などに取り組むことが必要となります。

図表 15 公共施設の将来の更新費用の推計



出典：「箱根町公共施設白書」

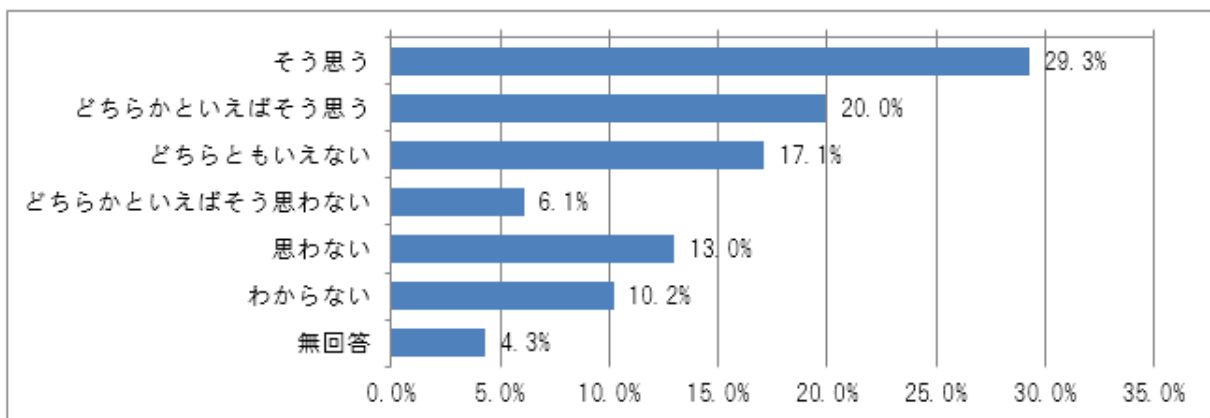
5 公共施設に係る町民アンケート結果

公共施設の統廃合への賛成の割合は 49.3%となっています

- 現状** ・第6次総合計画策定に係る「まちづくりアンケート調査」において、公共施設の統廃合の意向について調査しました。
- ・「各地域に点在する公共施設を統廃合し、施設の維持管理に係る費用を削減すべき」か伺ったところ、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が 49.3%となりました。
- 課題** ・町民へのアンケート調査の結果においても公共施設の統廃合への理解が一定程度見られることから、公共施設の更新問題への対応が必要となります。

図表 16 まちづくりアンケート結果（抜粋）

「各地域に点在する公共施設を統廃合し、施設の維持管理に係る費用を削減すべき」



出典：「箱根町第6次総合計画 まちづくりアンケート」

6 現状と課題のまとめと今後の方向性

これまでの現状と課題を踏まえると、公共施設の抱える課題は、次の3つに整理することができ、また、課題に対する今後の方向性は、次のとおりです。

図表 17 課題のまとめと今後の方向性

課 題	今後の方向性
<p>○人口減少とニーズの変化</p> <p>人口減少が進むとともに人口構成が変化します。また、少子高齢化に伴い、施設ニーズへの変化が見込まれます。</p>	<p>施設利用の効率性の向上とともに、余剰施設の処分など施設総量の縮減が必要となります。</p>
<p>○維持管理及び更新費用の増大</p> <p>施設の老朽化に伴う維持管理及び更新費用の増大などにより、財源が大幅に不足し、現状の施設を保有し続けることが困難と見込まれます。</p>	<p>施設総量の縮減や維持管理及び更新費用の削減に向けた新たな取り組みが必要となります。</p>
<p>○厳しい財政見通し</p> <p>財政健全化に向けた取り組みを行っていますが、今後はさらに厳しい状況が見込まれます。</p>	<p>厳しい財政見通しに基づき、公共施設の見直しを着実に推進することが必要となります。</p>

単純に、財政状況にあわせて公共施設によるサービス量を縮小すれば、町民に対するサービスが十分に提供できないこととなり、逆に、現在のサービス量を維持しようとする、施設の維持管理費用が増大し、税負担が大きくなる、もしくは、その他の事業の縮小等が必要となります。

言いかえると今後は、「少ない予算で、今後、増える需要をまかなう」必要が生じており、このことが、大きな問題となっています。

このため、「すべてを今までどおりは、無理である」ことを前提に、さまざまな組み合わせで「できるだけ機能（サービス）を維持して、維持管理及び更新費用の負担を減らすか」を考える必要があり、公共施設マネジメントの取り組みが必要となります。

第3章 公共施設マネジメント基本方針

1 公共施設マネジメント基本方針の概要

本町では、公共施設に関するさまざまな課題に対して、本町全体で長期間にわたり取り組みを進めていくために、取り組みにあたっての「基本理念」、基本理念に基づく「3原則」、3つの原則ごとにより細かい取組内容やルールを定めた「取組方針」により、公共施設マネジメントを推進していくこととします。

2 公共施設マネジメントの基本理念

本町が所有する公共施設は、町民共有の貴重な財産です。この貴重な財産を次の世代まで良好な状態で引き継ぐことは、行政の責務です。しかし、公共施設の更新問題は、今後の行財政運営に対し、極めて大きな影響を及ぼす問題として受け止める必要があります。

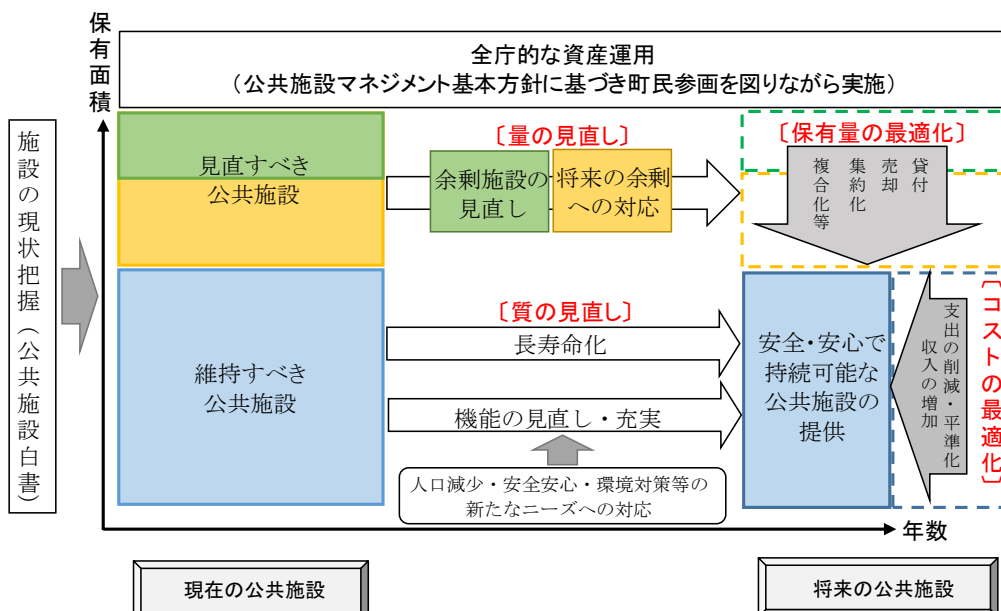
本町では、これまで個別施設ごとに効率的な施設運営を行ってきましたが、厳しい財政状況が続くなかで、人口減少や少子高齢化の進展、町民ニーズの多様化などに的確に対応するためには、全庁的な資産の管理や運用が求められます。

そこで、公共施設マネジメントを実践していくうえでの基本理念を、次のとおり、設定します。

公共施設マネジメントの基本理念

『経営的視点から公共施設の量・質・コストの見直しを図り、安心して利用できる公共施設を持続的に提供する』

図表 18 公共施設マネジメントのイメージ図



3 公共施設マネジメント3原則

公共施設マネジメントにかかる基本理念を具体化するため、公共施設マネジメントにかかる3つの原則を定め、総合的に取り組みを進めていくことにより、必要な公共サービスの持続的な提供を目指します。

公共施設マネジメントの3原則

- 1 公共施設の適正配置と総量の適正化
- 2 公共施設に係るあらゆるコストの縮減
- 3 長寿命化を目的とした公共施設の保全

(1) 施設の適正配置と総量の適正化

原則1 公共施設の適正配置と総量の適正化

**『将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供に向け、
公共施設と機能の適正化を図ります』**

全ての公共施設をこのまま維持した場合、現状の投資水準を大きく上回る将来負担が必要となることから、将来にわたり公共施設でのサービスを継続していくためには、今後の行政需要を踏まえながら、財政規模に見合った施設保有への見直しが必要となります。

そのため、「建物を整備する」という従来の手法にこだわらず、機能面も含めた適正化に着目し、施設の有効利用や削減、機能の統廃合なども含め、さまざまな状況に対応した施設配置と総量の適正化を目指します。

この際、町民ニーズや各地域における人口の動向、交通状況などに配慮しながら、将来のまちづくりを念頭におき、町民にとってより良い公共施設のあり方を目指します。

(2) 施設に係るあらゆるコストの縮減

原則2 公共施設に係るあらゆるコストの縮減

『公共施設の整備や管理運営においては、コストの縮減に向けた対応を追求します』

公共施設の更新問題に対応していくためには、建物のライフサイクルコスト^{※3}の縮減を図る必要があります。

そのため、これまでの施設整備や管理運営の手法に捉われず、民間ノウハウや資金の活用、地域との協働など公民連携等の新たな手法の導入や余剰施設を最大限有効活用するなどの効率的・効果的な対応により、施設に係るすべてのコストの縮減を積極的に図ります。

(3) 長寿命化を目的とした施設保全

原則3 長寿命化を目的とした公共施設の保全

『保有する公共施設を長期にわたり安全かつ経済的に活用するため、計画的な施設保全を実施します』

公共施設の適正化やライフサイクルコストの縮減などを進める一方で、今後も必要な施設については、長期にわたり適正かつ安全に維持していく必要があります。

そのため、将来の修繕・更新等の時期を的確に把握しながら、環境先進観光地として環境面においても十分留意しながら、公共施設の省エネ化も含め、財政とも連動した施設保全を推進します。

^{※3} ライフサイクルコスト

建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要なトータルコストをいいます。

4 公共施設マネジメント取組方針

公共施設マネジメントの3原則に基づき、公共施設に係る課題に対応していくために、3つの原則ごとに取組方針を定め、公共施設マネジメントの取り組みを進めていくこととします。

公共施設マネジメント取組方針（13項目）

原則1 公共施設の適正配置と総量の適正化

- ① 適正規模への見直し
- ② サービスの機能面からの見直し
- ③ 優先度を踏まえた施設・機能の集約化や適正配置
- ④ 保有意義の検討
- ⑤ 旧建物の利用制限
- ⑥ 将来のまちづくりを踏まえた公共施設のあり方の検討

原則2 公共施設に係るあらゆるコストの縮減

- ① 新規整備の凍結と建替え時の将来コストの縮減
- ② 民間ノウハウ・資金の積極活用
- ③ 受益者負担の適正化
- ④ 新たな財源の確保

原則3 長寿命化を目的とした公共施設の保全

- ① 安全かつ効果的な保全の実施
- ② 将来コストを踏まえた保全と財政との連動
- ③ 省エネルギー化など環境に配慮した施設整備

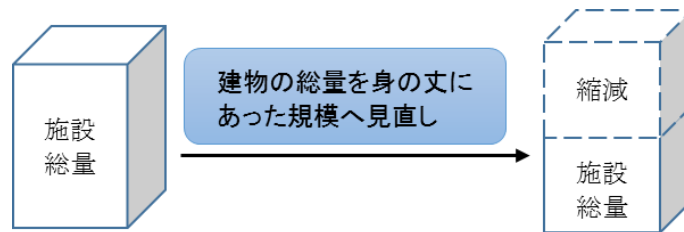
公共施設マネジメント取組方針の内容（13項目）

原則1 公共施設の適正配置と総量の適正化

① 適正規模への見直し

町民ニーズや財政等の状況を勘案しながら施設総量を縮減し、町全体として適正規模への見直しを図ります。

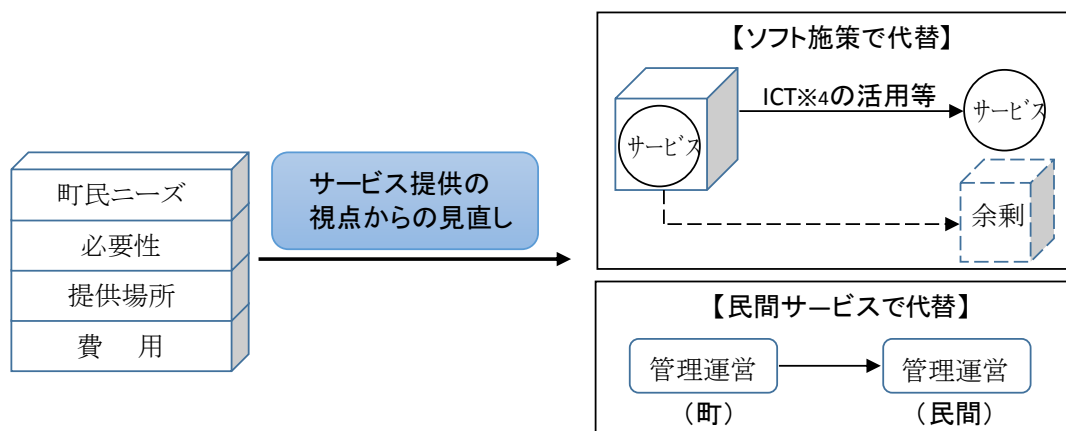
将来にわたり公共施設を保有しサービス提供を続けていくためには、持続的に本町の健全財政が確保される必要があります。しかし、所有する公共施設の大規模修繕や更新に係る将来コストは、今後、増加することが見込まれることから、施設総量を縮減し、将来の財政状況を勘案しながら、建物の総量を身の丈にあった適正な規模に見直しを図ります。



② サービスの機能面からの見直し

公共施設で提供しているサービスを機能としてとらえ、町民ニーズ、必要性、提供場所、費用の観点から見直しを行い、建物の縮減を図ります。

公共施設における機能については、町民ニーズや行政の関与の必要性などサービスの視点から見直すとともに、ソフト施策や民間等が提供するサービスでの代替など公共施設の整備によるサービス提供にこだわらず、本町が保有する建物の縮減を目指します。



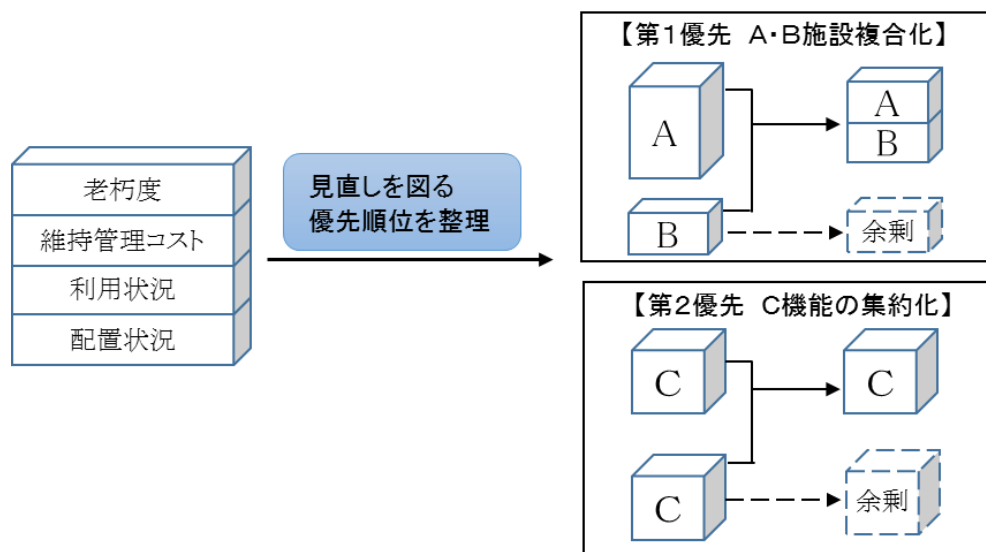
※4 ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報処理、情報通信分野の関連技術の総称です。IT（情報技術）とほぼ同義で使われます。

③ 優先度を踏まえた施設・機能の集約化や適正配置

施設の優先度の考え方や地域の状況に応じ、施設規模の縮小、近隣の類似施設の機能の集約化や複合化など施設の適正配置を積極的に進めます。

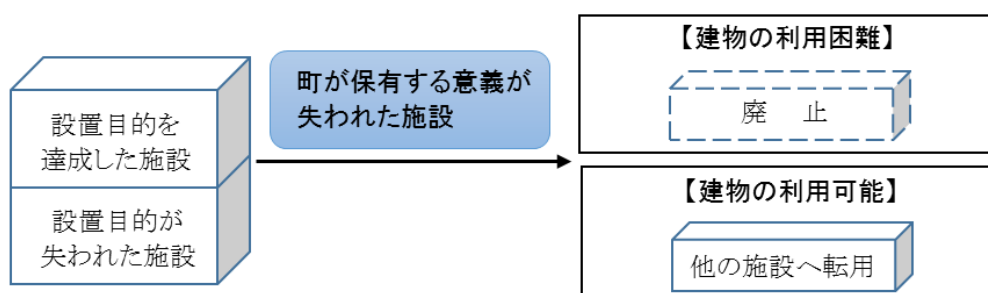
施設の老朽度、機能、維持管理及び更新費用、利用状況や町内の配置状況を踏まえながら、見直しを図る施設の優先順位を整理したうえで、複数施設で提供している機能を一つの施設にまとめたり（複合化）、同種の機能を有する施設の集約化を図るなど、状況の変化や地域の事情に応じた施設の適正配置を進めます。



④ 保有意義の検討

建設当初の設置目的を達成した施設もしくは目的が失われた施設など、行政が保有する意義が薄れた施設は、廃止又は他の目的で有効利用します。

施設のサービスや機能を行政が提供する必要性が薄れた施設については、建物が老朽化して利用が困難であれば廃止を検討し、建物が利用可能であれば、他の用途への転用など有効利用します。

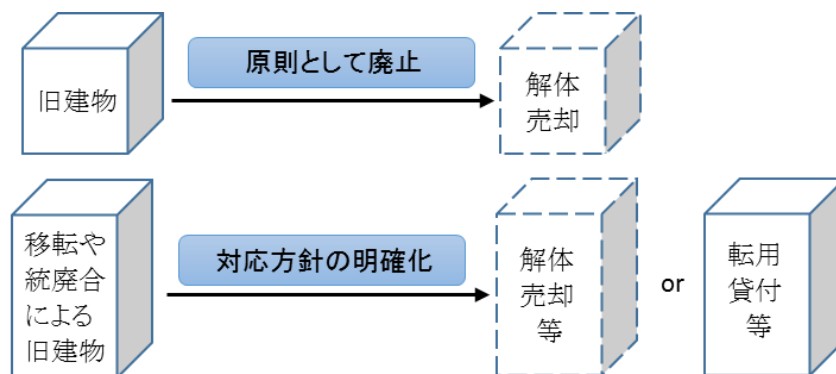


⑤ 旧建物の利用制限

公共施設の更新や統廃合によって残された建物(以下「旧建物」という。)及び用地は、原則、再利用しません。
ただし、旧建物や用地の再利用を目的の一つとした施設の更新や統廃合は当該方針との整合性を図り、事前に方針を決定します。

公共施設に関する将来コストの削減が必要であることから、原則的に旧建物は廃止し、解体や売却などの対応を行うこととします。

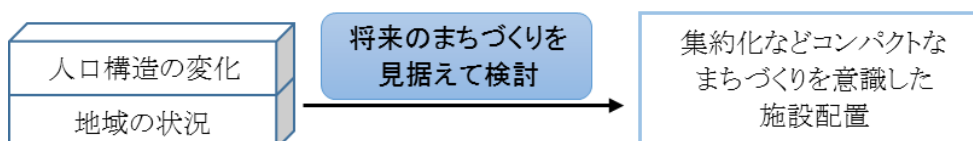
これまで、旧建物に関する対応方針があいまいなまま、施設の更新や移転、統廃合が行われ、そのまま他の目的に再利用されている場合などがあります。そのため、建物の更新などの決定に際しては、旧施設に関する対応方針も明確にすることとします。



⑥ 将来のまちづくりを踏まえた公共施設のあり方の検討

公共施設の検討にあたっては、各地域の拠点や交通状況などを踏まえ、将来のまちづくりを見据えたあり方を追求します。

公共施設機能の適正化の検討においては、少子高齢化など人口構造の変化や将来のまちの拠点などの地域の状況を見据え、集約化などコンパクトなまちづくりを意識した施設の配置などを追求します。

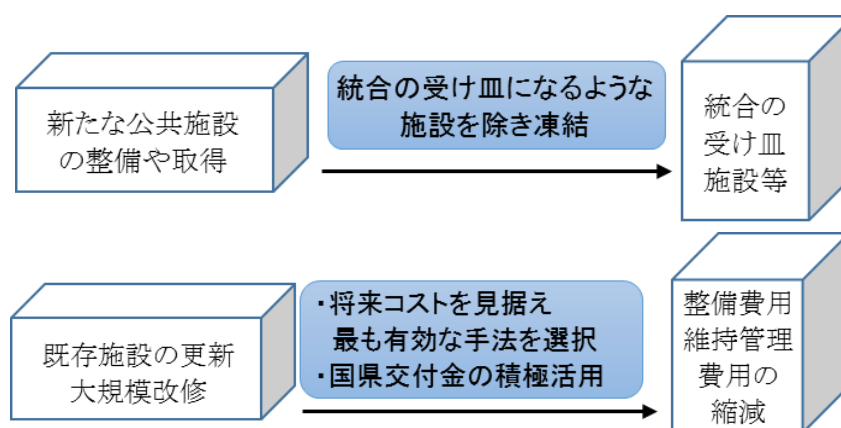


原則 2 公共施設に係るあらゆるコストの縮減

① 新規整備の凍結と建替え時の将来コストの縮減

新たな公共施設の整備や取得は、原則として凍結します。
既存施設の更新、大規模改修の実施は、今後の施設の使用方法や将来の維持・管理運営コストを踏まえ、最も有効な手法を選択します。

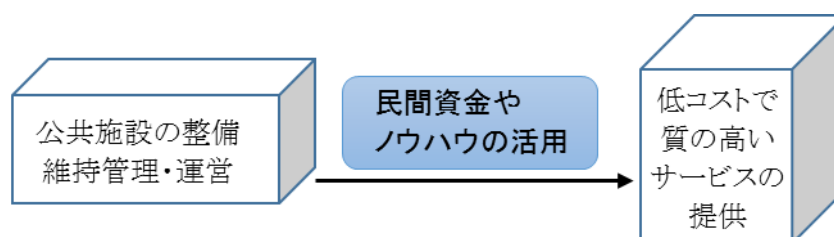
統廃合の受け皿となるような施設を除き、新規施設の建設は、原則として行わないこととします。また、建替えや大規模改修等を行う際は、施設の将来コストの低減を進めるため、施設運営や維持管理費用の縮減が図れるような事業内容・手法を積極的に取り入れます。この際、国県交付金などの積極的な活用を図り、整備時の一般財源負担の圧縮を図ります。



② 民間ノウハウ・資金の積極活用

公共施設の整備や維持管理・運営においては、民間ノウハウや資金を積極的に活用し、低コストで質の高い町民サービスの提供を目指します。

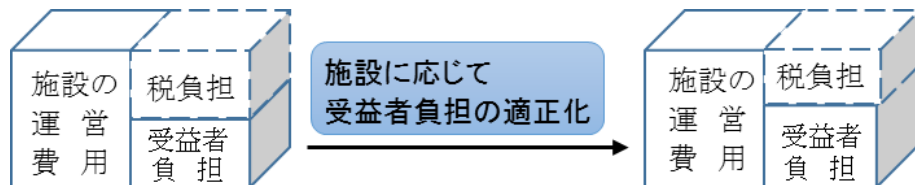
施設整備や維持に係るコストを縮減し、質の高いサービスの提供を行うため、業務調達、発注方式の工夫、公民連携などによる民間ノウハウや資金を活用したPFIなど新たな事業手法や事業方式の導入を検討します。



③ 受益者負担の適正化

税負担の公平性の観点から、受益者負担の適正化を図ります。

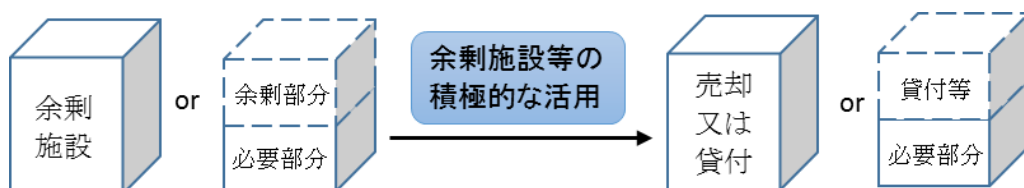
施設における受益と負担の公平性の観点からも、サービス提供に係るコストについて施設の利用者から一定の負担を求めることは必要となります。受益者負担については、施設の性質がそれぞれ異なることから、施設の実態に応じた適正化を図ります。



④ 新たな財源の確保

未利用の資産や既存施設の余剰空間を積極的に活用等し、新たな財源の確保に努めます。

未利用資産や既存施設の余剰スペース、既に当初の設置目的を達成した施設については、資産を有効に活用するために民間事業者などへの貸出しを実施し、新たな財源確保に努めます。なお、貸出しにより行政の負担が増える場合など、資産運用の望めない未利用資産については、早期に売却等を検討します。

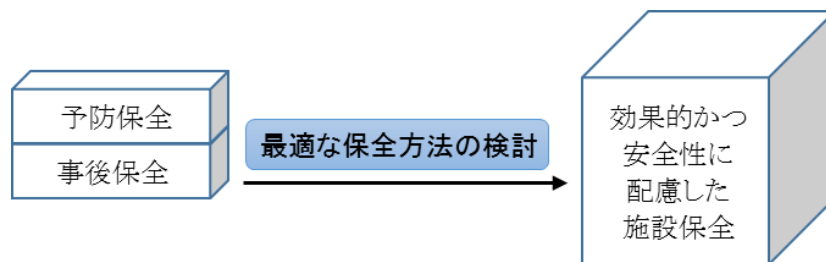


原則3 長寿命化を目的とした公共施設の保全

① 安全かつ効果的な保全の実施

施設点検等により施設状況を分析し、施設維持の最適化を図りながら、安全かつ効果的な施設保全を実施します。

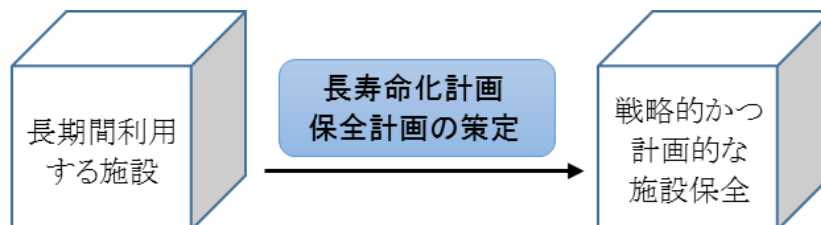
保全の方法には、予防保全、事後保全等がありますが、技術的な視点から施設や設備、利用状況、老朽化の状況に見合った最適な保全方法を検討し、効果的かつ安全性に配慮した施設保全を実施します。



② 将来コストを踏まえた保全と財政との連動

公共施設の保全計画や長寿命化計画を策定し、施設保全に必要な将来コストを明確化するとともに、財政とも連動した効率的な施設保全を目指します。

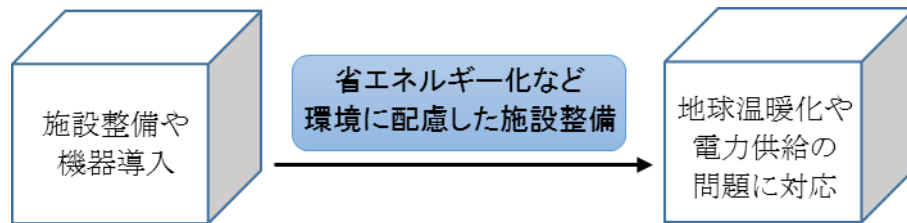
将来的な修繕コストの急増に対応するため、建物のライフサイクルコストの低減を念頭に置きつつ、公共施設のあり方検討に連動した公共施設の長寿命化計画を策定し、それをもとに戦略的かつ計画的な施設保全を実施することにより長寿命化を図ります。



③ 省エネルギー化など環境に配慮した施設整備

公共施設の整備や機器の導入においては、省エネルギー化など環境に配慮した対応を行います。

地球温暖化や電力供給の問題から、施設の整備や機器の導入においては、省エネ機器の活用や二酸化炭素排出量の軽減、リサイクル素材の利用など環境にも配慮します。



5 目標値の設定

今後は、公共施設マネジメント基本方針に基づき具体的な施設の見直しの取り組みを進めていくものですが、対象期間（平成 27 年度から平成 64 年度の 38 年間）における目標値を次のとおり、設定します。

公共施設の見直しに係る目標値

公共施設の延床面積を 38 年間で 3 割削減します。

第 2 章公共施設を取り巻く現状と課題の公共施設に係る将来のコスト試算（公共施設白書）においては、公共施設を 6 分 1（約 8 割減）にする必要がありますが、一方で、「施設分類別の公共施設の割合」では、学校のみで 20.4%を占めており、学校しか存続できない結果となります。

このため、公共施設の総量の削減のみでは対応が難しいため、実現可能な目標として、今後 38 年間で公共施設の延床面積 3 割削減を設定します。

残り 5 割の対応としては、施設の長寿命化や資産売却や貸付等の有効活用、新税導入、施設整備を平準化するための基金の設置、維持管理・運営費用の削減・収入の増等で賄うこととします。

第4章 施設類型ごとの長期的な視点

1 施設類型ごとの長期的な視点

公共施設マネジメント基本方針に基づき、今後、公共施設の見直しの取り組みを進めていくものですが、公共施設白書で整理した現状と今後の課題等を踏まえて、施設類型ごとに今後の取り組みにあたっての方向性について取りまとめました。

● 公 用 施 設

庁舎等（本庁舎、分庁舎、出張所）

- ・ 庁舎等のうち長期にわたり使用する施設は、効率的な管理運営及び計画的な維持補修を図る。
- ・ 庁舎等のうち一般的な事務スペースや町民が利用する会議室等を確保するために、特別な施設や建物が必要ない場合は、建物の大規模改修や建替えの際に他の公共施設を有効活用するなど施設の複合化について検討を行う。この際、必ずしも行政が建物を保有する必要がないことから、既存の民間建物等の活用についても検討を行う。
- ・ 災害時に町民の安全・安心を確保するために重要な役割を担う施設については、防災・災害対策を考慮する。

消防施設（消防本部、消防署、分署、分遣所、消防団詰所）

- ・ 消防施設のうち消防本部など長期にわたり使用する施設は、効率的な管理運営及び計画的な維持補修を図るが、老朽化や耐震対応が必要な施設は、安全安心を確保するための措置の検討を行う。
- ・ 消防施設のうち消防団詰所は、老朽化している建物が多いが、既存の建物を長期にわたり利用できるよう、効率的な管理運営及び計画的な維持補修を図る。なお、周辺の公共施設のあり方を検討する際は、複合化について検討を行う。

その他行政施設（行政資料棟、旧仙石原出張所等、清掃施設）

- ・ その他行政施設のうち今後も利用が見込まれる施設は、既存の建物を長期にわたり利用で

きるよう、効率的な管理運営及び計画的な維持補修を図る。

- ・その他行政施設のうち老朽化が著しい施設は、早急に解体に向けて調整を図るとともに、土地の有効活用方策について検討を行う。
- ・清掃施設は、公衆衛生を確保するための必要不可欠な施設であり、当面の間、既存の施設を利用する必要があることから、効率的な管理運営及び計画的な維持補修を図る。なお、小田原市及び足柄下郡3町によるごみ処理広域化の計画が進行していることから、進捗状況に応じた適正な維持管理体制について検討を行う。また、倉庫等として利用している施設は、現状のまま利用できる期間利用したうえで解体する。

● 公 共 用 財 産

小学校・中学校

- ・小学校は、今後、少子化の進展により児童のさらなる減少が見込まれるため、児童数の減少状況を勘案しながら、本町が教育面や財政面から安定的に持続可能で最適な教育環境を提供するためのあり方について長期的な視点で検討を行う。
- ・中学校は、施設全体の老朽化により設備を含め大規模改修が必要であるが、改修にあたっては、特定財源を最大限確保するとともに将来の維持管理費用の縮減を考慮するなど、ライフサイクルコストの最小化を図る。

幼稚園・保育所・認定こども園

- ・幼稚園は、今後、少子化の進展により園児のさらなる減少が見込まれるため、園児数の減少状況を勘案しながら、本町が教育面や財政面から安定的に持続可能で最適な教育環境を提供するためのあり方について検討する。
- ・認定こども園は、比較的新しい建物であるため、既存の建物を長期にわたり利用できるよう、効率的な管理運営及び計画的な維持補修を図る。

公 園（仙石原公園管理事務所）

- ・公園は、既存の建物を長期にわたり利用できるよう、効率的な管理運営及び計画的な維持

補修を図る。ただし、受益者負担の観点から利用料金の見直しについて他の施設と調整を図りながら検討を行う。

保健施設（総合保健福祉センターさくら館）

- ・保健施設は、既存の建物を長期にわたり利用できるよう、効率的な管理運営及び計画的な維持補修を図るほか、周辺公共施設との複合化の受入れ先としての検討を行う。

高齢者福祉施設（老人福祉センターやまなみ荘・元箱根いこいの家）

- ・高齢者福祉施設のうち大規模改修を実施している施設は、既存の建物を長期にわたり利用できるよう効率的な管理運営を図る。ただし、受益者負担の観点から利用料金の見直しについて他施設と調整を図りながら検討を行う。
- ・高齢者福祉施設のうち施設利用者の減少や施設の老朽化している施設は、施設の廃止・解体に向けた調整を行う。

集会施設（各集会所、温泉・宮城野公民館）

- ・集会施設のうち集会所は、既存の建物を長期にわたり利用できるよう、効率的な管理運営及び計画的な維持補修を図る。
- ・集会施設のうち公民館は、集会施設的な利用が大半であるため、社会教育センターへの機能の集約化について検討を行う。

文化施設（社会教育センター、仙石原公民館）

- ・文化施設は、既存の建物を長期にわたり利用できるよう、効率的な管理運営及び計画的な維持補修を図る。なお、温泉公民館及び宮城野公民館の公民館機能の集約化について検討を行う。

レクリエーション・観光施設（観光案内所、観光施設等）

- ・レクリエーション・観光施設のうち観光案内所は、サービス提供の必要性は高く今後も必要であるが、老朽化している施設の更新にあたっては、他の公共施設との複合化や民間等

の建物を活用することにより、更新費用の削減を図る。

- ・その他の観光施設等は、既存の建物を長期にわたり利用できるよう、効率的な管理運営及び計画的な維持補修を図るが、利用状況の低い施設については、利用料金制の導入など民間活力の導入や県の未病を治すプロジェクトなど新たな切り口での施設の利活用手法について検討を行う。なお、施設の老朽化等により運営に支障が生じる前に、今後の町民ニーズや利用見込みを踏まえて施設のあり方について検討を行う。

スポーツ施設（レイクアリーナ箱根、地域スポーツ施設、弓道場）

- ・スポーツ施設は、既存の建物を長期にわたり利用できるよう、効率的な管理運営及び計画的な維持補修を図るとともに、維持管理費用を軽減するため、民間活力の導入に向けた検討を行う。なお、施設の老朽化等により運営に支障が生じる前に、今後の町民ニーズや利用見込みを踏まえて施設のあり方について検討を行う。

保養施設（弥坂湯、宮城野温泉会館）

- ・保養施設は、既存の建物を長期にわたり利用できるよう、効率的な管理運営及び計画的な維持補修を図るが、施設の老朽化等により運営に支障が生じる前に、今後の町民ニーズや利用見込みを踏まえて施設のあり方について検討を行う。

産業系施設（畑宿寄木会館、箱根観光物産館）

- ・産業系施設のうち地区の唯一の公共施設であり集会施設としても利用されている施設については、既存の建物を長期にわたり利用できるよう、効率的な管理運営及び計画的な維持補修を図るが、施設運営のあり方と建物の新たな活用方法について検討を行う。
- ・産業系施設のうち老朽化が著しい施設は、今後の町民ニーズや利用見込みを踏まえて施設のあり方について検討を行う。

博物館等（郷土資料館、箱根関所等）

- ・博物館等は、既存の建物を長期にわたり利用できるよう、効率的な管理運営及び計画的な維持補修を図る。このうち木造建築物は、構造上、短いサイクルでの計画的な維持補修を

図る必要があるため、施設の老朽化への対応方法について検討を行う。

公営住宅（町営住宅等）

- ・個別施設計画である箱根町公共賃貸住宅ストック総合活用計画に基づき、今後も維持していく施設については、老朽化している施設が多いため建設年度の古い順に個別改善や長寿命化工事を実施するが、国の交付金の有効活用を図るなど特定財源の確保について検討し、入居者の利用に対応した維持保全や入居状況の改善を図る。
- ・廃止を予定している施設は、入居者の理解を得つつ住替え誘導等を行ったうえで、すみやかに廃止を行い廃止後の土地は普通財産へ管理替えを行い、存続する町営住宅の長寿命化工事等の財源として売却又は貸付について検討を行う。

● 町 有 建 物 等

その他施設（旧仙石原中学校等）

- ・建物を貸付している施設は、現状のまま貸付を継続する。
- ・未利用の建物は、貸付や売却を行い民間活力の導入を図る。ただし、施設の立地や建物の老朽度により、民間活力の導入が難しい場合は、建物の安全上の必要な措置を取るとともに建物の解体について財源を含めて検討を行う。

図表 19 本町の公共施設の配置状況（平成 27 年 3 月末時点）

人口施設		13,417人 96施設	湯本地域	人口施設	3,170人 25施設	温泉地域	人口施設	1,499人 12施設	宮城野地域	
公用財産	行政系施設	庁舎等 5施設	箱根町役場			温泉出張所 (公民館)			宮城野出張所 (公民館)	
		消防施設 17施設	消防湯本分署・第1分団 第2-1分団(山崎) 第2-2分団(神明町) 第2-4分団(茶屋) 第3-1分団(須雲川) 第3-2分団(烟宿)			消防本部・消防署 第4分団(大平台) 第5-1分団(宮ノ下) 第5-2分団(小涌谷)			第6分団(宮城野)	
		その他行政施設 7施設	行政資料棟(旧保健室)							
公共用財産	学校教育系施設	小学校・中学校 4施設	湯本小学校						箱根の森小学校	
	子育て支援施設	幼稚園・保育所・認定こども園 5施設	湯本幼児学園			温泉幼稚園			宮城野保育園	
	公園	公園 1施設								
	保健・福祉施設	保健施設 1施設								総合保健福祉センター さくら館
		高齢者福祉施設 2施設								老人福祉センター やまなみ荘
	市民文化系施設	集会施設 6施設	山崎集会所(第2-1分団) 湯本仲町集会所(第2-3分団)			大平台集会所 温泉公民館				宮城野公民館
		文化施設 1施設				社会教育センター				
	スポーツ・レクリエーション	レクリエーション・観光施設 10施設	総合観光案内所 湯本駅構内観光案内所 旧街道休憩所			箱根宮ノ下観光案内所 宮ノ下駐車場				強羅観光案内所
		スポーツ施設 4施設	湯本地域スポーツ施設							弓道場
		保養施設 2施設	弥坂湯							宮城野温泉会館
	産業系施設	産業系施設 2施設	烟宿寄木会館 箱根観光物産館							
社会教育系施設	博物館等 6施設	郷土資料館								
公営住宅	公営住宅(町営住宅等) 11施設	湯本町営住宅 前田町営住宅			小涌谷町営住宅				宮城野町営住宅	
		湯本後山子育て支援住宅							宮城野外窪子育て支援住宅	
町有建物等	その他 12施設	庁舎前町有建物(旧登記所) 旧さがみ信用金庫湯本支店 旧湯本中学校(校舎)			旧宮ノ下上町駐車場				旧宮城野小東教職員住宅(B棟)	

出典：公共施設白書を一部修正※5

※5 公共施設白書からの変更点

平成 27 年 3 月末時点の内容に更新したため、一部の施設で区分を変更している。

「社会教育センター」は、利用実態に合わせて博物館等から文化施設に区分を変更している。また、「宮城野苗圃」、「箱根芦之湯フラワーセンター」及び「旧仙石原出張所」は、平成 27 年 3 月 31 日で用途廃止したため、公共用財産から町有建物等に区分を変更している。

人口 施設	3,385人 20施設	仙石原地域	人口 施設	4,040人 13施設	箱根地域	人口 施設	1,323人 26施設
		仙石原出張所 (公民館)			箱根出張所		
第7-1分団 (強羅)	第7-2分団 (二ノ平)	仙石原分遣所 ・第8分団 第9分団 (温泉荘)			箱根分遣所 ・第10分団 第10-2分団 (ニタ子) 第11分団 (箱根)		
		行政資料倉庫 仙石原防災 備蓄倉庫			清掃第1プラント (ごみ処理) 清掃第2プラント (し尿処理) 旧美化事務所 管理棟 第1・2最終処分場		
箱根中学校		仙石原小学校					
		仙石原幼児学園			箱根幼稚園		
		仙石原公園 管理事務所					
					元箱根老人 いこいの家		
					芦之湯集会所 元箱根集会所 箱根集会所		
		仙石原公民館					
		仙石原乙女 観光案内所 箱根湿生花園			森のふれあい館 箱根峠(道の駅) 案内所		
					総合体育館 箱根地域 スポーツ施設		
					箱根関所、 関所資料館 石仏四阿 石仏群と歴史館 六道地藏覆屋 東光庵		
上河原町営住宅 宮城野小東 子育て支援住宅	第2上河原 町営住宅	仙石原町営住宅			元箱根町営住宅		
旧宮城野公民館 分館(柔剣道場) 旧宮城野苗圃		旧仙石原中学校 旧仙石原出張所			旧箱根小学校 (校舎) 旧駒ヶ岳集会所 (ニタ子) 旧箱根芦之湯 フラワーセンター		

※集会所・文化施設のうち 温泉公民館 宮城野公民館 仙石原公民館 は、出張所との複合施設のため、集計上は庁舎等としてカウントしています。
 ※消防施設のうち 第2-1分団(山崎) 第2-3分団(仲町) は、集会所との複合施設のため、集計上は集会所としてカウントしています。

1 公共施設再編に向けたモデル事業の必要性

これまで、公共施設基本方針及び施設類型ごとの考え方について示してきましたが、今後の取り組みにあたっては、施設の老朽度、機能、維持管理及び更新費用、利用状況や町内の施設配置の状況を踏まえながら、見直しを図る施設の優先順位を整理したうえで、複合化の効果や実現性が見込まれる複合化のあり方、民間ノウハウの活用による効果など施設のあり方について具体的に検討していく必要があります。

2 モデル事業の考え方と対象地区

本町の場合、ほぼ全域が山岳地形と言う地理的条件と共に、旧行政単位であった5つの地域に集落が分散しており、公共施設が各地域に設置されている状況のなか、施設類型ごとに機能を整理して地域を超えて統廃合・複合化が可能か検討した結果、地域間の公共施設の集約は、すぐには難しいため、まず、地域内の公共施設の配置の見直しを優先することとします。

このため、各地域内にある複数の公共施設を対象として再配置の検討が必要な温泉地域（うち宮ノ下地区内にある公共施設）については、課題の抽出・再編案の検討を行い、地域のみなさまへ意見を伺いながら、公共施設再編に向けたモデル事業として行うこととします。

モデル事業の考え方

モデル事業は、地域間の公共施設の統廃合・複合化は、可能な限り待ち、まず、地域内の公共施設の配置を見直すという方針のもとに実施します。

モデル事業の対象地区

各地域内にある複数の公共施設を対象として再配置が必要と考える次の地域を対象とします。

- ・温泉地域（うち宮ノ下地区の公共施設を対象）

第6章 公共施設マネジメントの推進に向けて

1 町民との協働

公共施設マネジメントの取り組みにあたっては、町民の理解が不可欠となります。このため、厳しい財政見通しなどの認識を共有しながら、公共施設の再配置などのまちづくりに取り組めるよう、的確な情報提供を行っていきます。

特に、施設の移転や廃止については、施設利用者や地元住民の方にとって影響が大きくなることから、適切な時期に、的確な情報提供を行うとともに町民の意見の聴取を行います。

これらの対応とあわせ、議会に対しても適切な段階において十分な説明を行います。

2 公共施設整備にあたっての今後の手続き

本基本方針に基づき、具体的な事業を進めていくためには、これまでのように施設所管課が計画立案し、事業を実施して行く方法では対応が困難です。このため、施設所管課の垣根を越えて施設所管課、企画部門、財政部門が連携しながら公共施設マネジメントを推進します。

具体的には、一定額・規模以上の大規模改修・更新、新たな施設整備を行う際には、本基本方針の考え方に即して実施されるかどうかについて、新たに事前の計画段階で公共施設配置研究会への協議手続きを整備します。

3 進行管理

本基本方針の策定後の社会経済情勢や町民ニーズの変化などを注視し、概ね10年ごとに基本方針の見直しを行います。

1 箱根町公共施設マネジメント基本方針策定経過

年 月 日	内 容
平成 26 年 5 月 21 日	第 1 回公共施設アドバイザーとの打合せ (公共施設マネジメント基本方針策定の進め方について)
平成 26 年 7 月 7 日	第 2 回公共施設アドバイザーとの打合せ (公共施設の今後のあり方に関する調査の内容について)
平成 26 年 7 月 9 日～30 日	公共施設の今後のあり方に関する調査 (施設所管課に公共施設の現状と課題に関する調査を実施)
平成 26 年 8 月 1 日	第 3 回公共施設アドバイザーとの打合せ (公共施設の今後のあり方に関する調査結果及び公共施設マネジメント基本方針の基本的考え方について)
平成 26 年 8 月 6, 11, 13 日	公共施設の今後のあり方に関するヒアリング (公共施設の今後のあり方に関する調査結果について施設所管課に対しヒアリングを実施)
平成 26 年 8 月 22 日	第 1 回公共施設マネジメント研究会 (公共施設の今後のあり方に関する調査結果及び公共施設マネジメント基本方針の基本的考え方について)
平成 26 年 9 月 8 日	第 1 回公共施設配置研究会〔公共施設アドバイザー同席〕 (公共施設の今後のあり方に関する調査結果及び公共施設マネジメント基本方針の基本的考え方の概要を説明)
平成 26 年 10 月 7～9 日	公共施設研究会構成員への調査結果の説明 (公共施設の今後のあり方に関する調査結果の詳細を説明)
平成 26 年 10 月 17 日	第 2 回公共施設マネジメント研究会 (公共施設の今後のあり方に関する調査結果及び公共施設マネジメント基本方針の基本的考え方の修正について)
平成 26 年 10 月 30 日	第 2 回公共施設配置研究会 (修正後の公共施設の今後のあり方に関する調査結果及び公共施設マネジメント基本方針の基本的考え方について)
平成 26 年 11 月 21 日	政策会議 (公共施設の今後のあり方に関する調査結果及び公共施設マネジメント基本方針の基本的考え方について)
平成 26 年 12 月 5 日	第 5 回公共施設アドバイザーとの打合せ (公共施設マネジメント基本方針素案の作成について)
平成 27 年 2 月 12 日	第 6 回公共施設アドバイザーとの打合せ (公共施設マネジメント基本方針たたき台について)

年 月 日	内 容
平成 27 年 2 月 18 日～3 月 6 日	公共施設マネジメント基本方針素案の内容確認について (施設所管課に素案の内容確認を依頼)
平成 27 年 4 月 28 日	第 3 回公共施設マネジメント研究会 (公共施設マネジメント基本方針素案について)
平成 27 年 5 月 8 日	第 3 回公共施設配置研究会 (公共施設マネジメント基本方針素案について)
平成 27 年 5 月 12 日～6 月 1 日	パブリックコメント (公共施設マネジメント基本方針素案についてパブリック コメントを実施)

○公共施設アドバイザー

株式会社 浜銀総合研究所 地域戦略研究部 部長 主任研究員 士野頭一郎 氏

箱根町公共施設マネジメント基本方針

発行日：平成 27 年 6 月

発 行：箱根町

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地

TEL 0460-85-7111 FAX 0460-85-7577

<http://www.town.hakone.kanagawa.jp/>

編 集：箱根町企画観光部企画課